

(労災指定外の医療機関にかかった場合などの請求)

(通勤災害は16号)

※ 7号様式は5種類あります。

様式第7号(1)療養費・コルセット等装具・診断書料等の請求の他に、(2)薬局用・(3)柔道整復師用・(4)はりきゅう用・(5)訪問看護用があり、請求したいものによって様式が変わります。

振込先について記入
金融機関・支店名・口座番号(左詰め)記入。請求人本人の個人名義の口座を記入。取扱金融機関の詳細等は労基署へお問い合わせください。

事業所の証明
医師の証明欄
診察を行った医師または歯科医師の証明を受けて下さい。

領収証添付

労災指定病院がなかったため
コルセットを作ったため
行きたい病院に行けなかったため
に受診したため
健康保険で受診したため
の理由を記入。

- | | | |
|------|----------------------|---|
| 7号の1 | 療養費
診断書料
コルセット | 医師の証明と領収証添付
医師の証明と領収証添付
医師の証明と装着証明・診断書添付と領収証添付 |
| | 移送費・看護料 | 医師の証明他（労基署によっては、請求書のほか、交通手段や経路を示す内訳書などの添付が必要になる場合があります。また、タクシー代などを請求する場合は、領収証も必要になります。詳細は労基署へお問い合わせ下さい。） |
| 7号の2 | 薬局用 | 医師の証明と薬剤師の証明の両方が必要・領収証添付 |
| 7号の3 | 柔道整復師用 | 整骨院などで柔道整復師による施術を受けたときに、費用を請求するための用紙。
「委任状」という欄が設けられており、労災指定を受けている整骨院であれば、柔道整復師を代理人として委任することで、実質費用負担なく施術を受けることが可能。 |
| 7号の4 | はりきゅう用 | 鍼灸院などではり・きゅうやマッサージなどの施術を受けたときに、その費用を請求するための用紙。
「委任状」という欄が設けられており、労災指定を受けている鍼灸院などであれば、鍼灸師やマッサージ指圧師などを代理人として委任することで、実質費用負担なく施術を受けることが可能。
主治医による指示必要。診断書などの書類の提出が別途必要になる場合があります。 |
| 7号の5 | 訪問看護用 | 訪問看護事業者から訪問看護を受け費用を支出したときに、その費用を請求するための用紙。
医師の証明と訪問看護事業者の証明が必要・領収証添付 |

けがをした人が直接所属している事業場や部署が、事業主証明欄の事業場とちがう場合に記入します。同じ場合は記入する必要はありません。たとえば、別の場所にある支店や営業所、工場、建設事業の下請事業場などが該当します。

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() —

有る場合は、「有」に○をした
うで、けがをした会社以外の
就業先の数を記入します。さら
に、特別加入している人は、労
働保険番号・労働保険事務組合
名・加入年月日を記入します。

※7号様式の医師証明料は労災指定になっていない医療機関等によっては請求される場合があります。労災保険から支給はありませんので自己負担になると思います。詳しくは労基署へお問い合わせください。